

広報 土地改良区だより



編集・発行
大仙市大曲土地改良区
大仙市大曲西根字小館10
電話 0187-68-3031
FAX 0187-68-3733

農村風景「田植えのあと」

土地改良区の概況

受益面積	組員数	総代数	役員数	職員数
915ha	906人	46人	理事 19人 監事 3人	3人



誰もが住んでみたい村に

土地改良区ロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。

第4回 通常総代会挨拶

理事長 品川 甚一

本日第4回通常総代会を開催しましたところ、年度末のご多忙と三連休のなか多数ご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。

日頃より土地改良区運営に對しましては、組合員共々ご理解ご協力を賜りまして、この席をおかりし厚く御礼申し上げます。

今年は昭和四十八年の豪雪以来の思いがけない大雪に見舞われまして、各々が除排雪にご難儀されたことと存じます。

さて平成十七年三月に決定され、平成十九年度から実施されます「経営所得安定対策大綱」へと移行し、いま農政が大きく変わろうとしております。

これにより土地改良区運営にも変

化が生じるものと思われ、注視しながら組織運営をしていきたいと考えております。

当土地改良区も合併後3年を経過しておりますが、その後土地改良区統合整備計画に基づきまして運営をして参りましたが、役員並びに総代の方々の協力により大過なく運営できましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

なお合併後4年目に入りますが、役員及び総代のみなさんにおかれましても、任期中最後の総仕上げの年となりますし、一生懸命努めて参りたいと考えておりますので、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに表彰状がありますが、これは角間川地区の担い手育成基盤整備事業の集積事業に對し、秋田県農地集団化協議会から実績が優秀として表彰されたものであります。

更に東北地区農地集団化協議会会長表彰を受けることとなり、今月三月二十七日に仙台市で表彰式が行われることとなっております。

それから一つお詫びがございますが、角間川地区の登記関係でござい

ます。

これは換地処分に伴います権利登記について、昨年の総代会で平成十七年六月で完了する旨の挨拶をいたしました

が、いまだ登記完了とはなっておりません。諸般の事情により延び延びとなっておりますが、現在法務局において登記事務の最中でありまして、完了の目途はついておりますけれども、いつまでに完了して交付できるとはつきり申し上げられないこともご理解いただきたいと思っております。

本日の提出議案であります。平成十六年度収支決算関係並びに平成十七年度収支補正予算案、更には新年度予算案の審議をいたいただくこととなりますが、詳細についてはその都度ご説明申し上げます。その中で要点を申し上げます。その中で入時期でございます。

これまで合併後において納入期限を十月末までとしておりました。しかし組合員より一括納入は金額が大きいので、前期、後期の二回に分割してもらいたいとの意見がありましたし、納付して頂く組合員の要望にに応えるべく、そのように提案させていただきます。

なお納期は前期が七月末、後期が十月末としておりますが、延滞金については後期納期以降とすることとしており、全納者には粗品を差し上げ

げることも併せて提案させていただきます。

次に新年度の主な工事予定について申し上げますが、内小友地区においては水路改良工事を予定しております。これは単独事業となりますが、大仙市から工事費の二割補助を受けまして実施します。

角間川地区においては大区画ほ場整備促進支援事業を一、七〇〇万円の事業費で予定しております。

補助率は当初一〇〇%でしたがその後変動があり、まだ未確定ですが、予算では五〇%で計上しております。

つぎに大川西根地区の維持管理適正事業について、新堀川の水管橋(600φ)パイプラインの用水管交換工事を七〇〇万円で予定しております。

更に農業水利施設保全対策事業により、吐出水槽の安全施設フェンスの改修工事を計画しております。

これは以前にも説明しておりますが、補助率は国五〇%、県二十五%、地元二十五%です。このうち地元分の一〇%を市補助、残り一五%が土地改良区負担という内容で予算そのように提案計上しております。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶

ありがとうございました。





通常総代会開催

去る三月十九日、大川西根総合センター、三階大会議室において、第4回通常総代会が開催されました。

議長には大川西根地区から「田口憲寿氏」を選任し、平成十六年度事業報告並びに財産目録、各会計収支決算、平成十七年度会計補正予算案、平成十八年度事業計画及び一般・特別各会計収支予算案などの四十五の議案が提出され、すべて承認可決されました。

「角間川地区」

農地集団化表彰



平成十七年度に於いて、角間川地区が秋田県並びに東北地区の農地集団化協議会表彰を受けました。

なお本地区は、営農意欲、規模拡大意欲のある若手農業者の育成に努め、既存の生産組織の拡大及び農業組合法人を設立し、将来に向けた農地利用調整のシステム化、栽培技術新作付体系の普及及び生産性の向上、農業機械、施設の共同化による効率利用、農業経営の合理化（農業簿記による記帳、診断）戦略作物（野菜、花卉）の生産拡大等を推進し安定複合経営をめざしている。

また換地手法の活用で、創設非農用地（特別養護老人ホーム）、河川の堤防敷地など地域住民の高齢化対策、防災対策にも配慮したことが認められたものです。

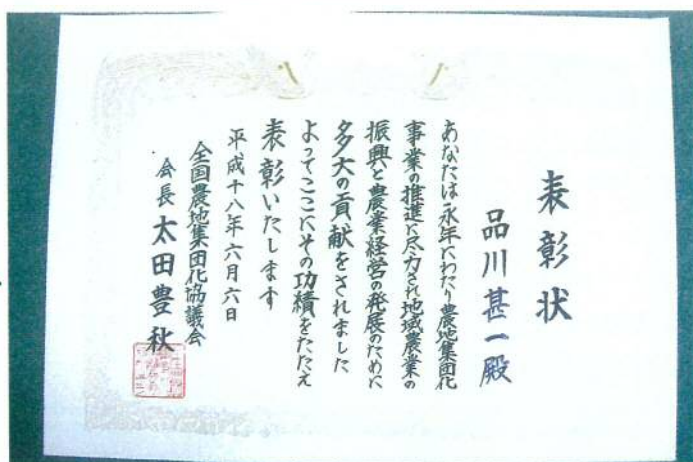


品川理事長 全国表彰 受賞する。

去る六月六日、東京「法曹会館」において開催されました、全国農地集団化協議会の通常総会において、本土地区改良区の品川甚一理事長が永年にわたる農地集団化事業の推進、地域農業の振興と農業経営の発展に尽力された功績が認められ、個人表彰を受賞しました。

この表彰は全国で十四人であり、

東北地区では宮城県から一人そして秋田県の品川氏の二人だけの受賞となりました。



財産目録

(平成17年5月31日調整(単位:円))

資 産 の 部		
摘 要	金 額	備 考
1. 流動資産	42,672,925	
現金 手元在高	0	
預金 (秋田おばこ農協、秋田銀行)	41,452,924	
未収賦課金 (H14年～H16年度)	1,220,001	
2. 特定資産	76,293,317	
財政調整基金積立見返預金	5,813,135	
償還決済金積立見返預金	61,272,480	
農地転用積立見返預金	2,059,424	
機械積立見返預金	2,638,546	
役員退任慰労積立見返預金	519,052	
職員退職給与見返預金	1,900,180	
土地改良事業振興基金	1,840,000	
出資金 (農林中金、東北電力他)	250,500	
3. 固定資産	3,263,700	
不動産 (固定資産評価) 「プレハブ敷地」		
備品 (車両及び事務機器他)		
合 計	122,229,942	

(単位:円)

負 債 の 部		
摘 要	金 額	備 考
1. 長期負債	505,696,164	
農林漁業金融公庫	500,296,164	
秋田おばこ農業協同組合	5,400,000	
2. 短期負債	76,042,817	
財政調整基金積立見返預金	5,813,135	
償還決済金積立見返預金	61,272,480	
農地転用積立見返預金	2,059,424	
機械積立見返預金	2,638,546	
役員退任慰労積立見返預金	519,052	
職員退職給与見返預金	1,900,180	
土地改良事業振興基金	1,840,000	
合 計	581,738,981	

財 務 状 況 の 公 表

「平成16年度一般会計決算書」

収入 一金 61,587,006 円也
 支出 一金 60,467,129 円也
 収支差引残金 1,119,877 円也 (翌年度へ繰越)

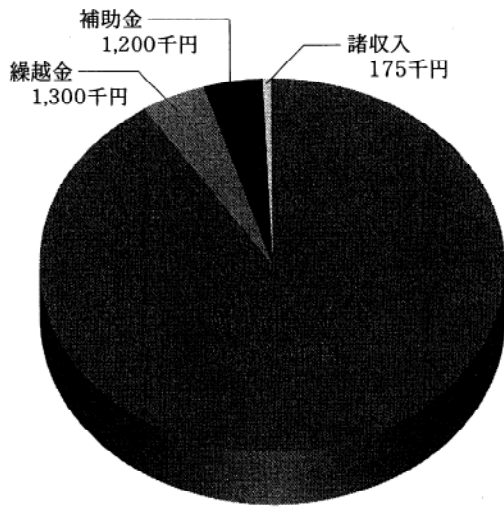
	科 目	決算額	予算額	比較増減	付 記
1	經常賦課金	27,226,047	27,540,000	△ 313,953	10a当 3,000円
2	補 助 金	1,200,000	1,200,000		市補助
3	諸 収 入	227,104	74,000	153,104	雑収入
4	繰 越 金	32,933,855	33,010,000	△ 76,145	国交省預り金
	収入合計	61,587,006	61,824,000	△ 236,994	

	科 目	決算額	予算額	比較増減	付 記
1	事 務 費	25,058,267	26,320,850	△ 1,262,583	一般事務経費
2	総代会費	255,727	316,000	△ 60,273	会議費
3	役員会費	1,261,868	1,110,000	151,868	"
4	委員会費	126,167	210,000	△ 83,833	"
5	繰 出 金	33,765,100	33,769,500	△ 4,400	特別会計へ
6	予 備 費	0	97,650	△ 97,650	
	支出合計	60,467,129	61,824,000	△ 1,356,871	

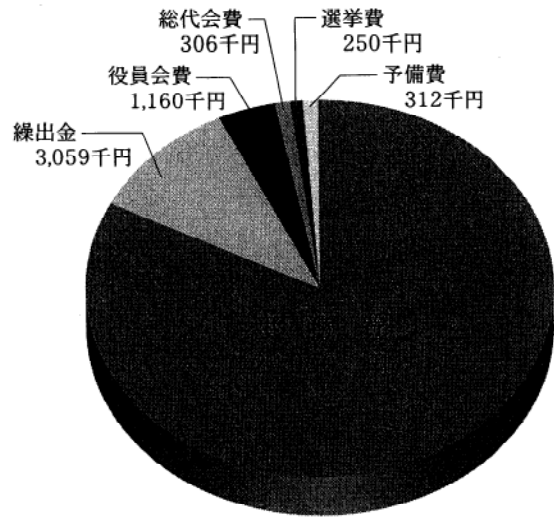
「平成16年度各特別会計決算書」

種 別	収 入		支 出		次年度へ繰越
	決算額	予算額	決算額	予算額	
財政調整基金会計	1,000,000	1,000,100	0	1,000,100	1,000,000
農地転用決済金	658,420	226,000	0	226,000	658,420
役員退任慰労積立	519,052	519,100	0	519,100	519,052
職員退職給与積立	1,900,180	1,901,000	0	1,901,000	1,900,180
西部維持管理	3,742,222	3,811,200	2,438,433	3,811,200	1,303,789
内小友維持管理	12,808,016	12,714,000	9,006,963	12,714,000	3,801,053
内小友転用決済金	1,436,494	1,328,000	35,490	1,328,000	1,401,004
角間川維持管理	26,530,341	13,228,000	10,754,307	13,228,000	15,776,034
角間川担い手事業	229,522,495	411,019,000	216,606,884	411,019,000	12,915,611
角間川換地処分	10,455,278	11,000,000	10,455,278	11,000,000	0
角間川機械積立金	2,638,546	2,613,000	0	2,613,000	2,638,546
角間川繰上償還金	37,730,522	37,160,000	0	37,160,000	37,730,522
大川西根維持管理	27,559,528	24,500,000	21,022,968	24,500,000	6,536,560
大川西根財政基金	4,813,135	4,813,000	0	4,813,000	4,813,135
大川西根償還決済	14,475,562	13,162,000	1,117,014	13,162,000	13,358,548
大川西根償還積立	10,183,410	10,180,000	0	10,180,000	10,183,410
合 計	385,973,201	549,174,400	271,437,337	549,174,400	114,535,864

平成18年度一般会計歳入歳出予算



歳入 29,210,000円



歳出 29,210,000円

種 別		歳入予算額	歳出予算額
全 地 区 共 通 会 計			
1	財 政 調 整 基 金 会 計	3,800,100	3,800,100
2	農 地 転 用 決 済 金 会 計	1,029,000	1,029,000
3	役 員 退 任 慰 労 積 立 金 会 計	1,038,100	1,038,100
4	職 員 退 職 給 与 積 立 金 会 計	4,264,100	4,264,100
地 区 別 特 別 会 計			
1	内小友西部地区維持管理会計	3,623,100	3,623,100
2	内小友西部地区財政調整基金会計	800,100	800,100
3	内小友地区維持管理会計	11,263,000	11,263,000
4	内小友地区転用決済金会計	1,411,000	1,411,000
5	内小友地区財政調整基金会計	1,500,100	1,500,100
6	角間川地区維持管理会計	56,786,000	56,786,000
7	角間川地区財政調整基金会計	5,501,000	5,501,000
8	角間川機械積立金会計	3,017,000	3,017,000
9	角間川繰上償還金会計	37,310,000	37,310,000
10	大川西根維持管理会計	30,500,000	30,500,000
11	大川西根財政調整基金会計	4,812,100	4,812,100
12	大川西根償還決済	11,510,100	11,510,100
13	大川西根大鳴野償還積立金会計	5,272,000	5,272,000

平成18年度土地改良区賦課金表

(10a当たり)

* 一般経常賦課金

「全受益地一律」 2,900円

* 特別賦課金

内小友西部地区

(1) 維持管理費	1,900円
(2) 鳥越沢土地改良事業費	3,000円
(3) 九十九沢負担金	3,500円
(4) 鳥越沢溜池工事費	500円

内小友地区

(1) 維持管理費	4,400円
(2) 償還負担金	2,500円

角間川地区

(1) 維持管理費	2,300円
(2) 償還負担金(担い手事業圃場分)	7,400円
(3) 償還負担金(担い手事業畑地分)	3,700円

大川西根地区

(1) 維持管理費	3,300円
(2) 償還負担金(圃場整備大嶋野分)	4,741円

賦課期日	平成18年6月20日
納付期限 前期	平成18年7月31日
後期	平成18年10月31日

納付場所 ○おばこ農協管内(支所・出張所)
○大仙市大曲土地改良区

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。また督促状発せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

- ★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。
もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。
- ★ 通知書発行後、7月末までに全額納入いただきますと粗品を差し上げます。

農地・水・環境保全向上対策

平成19年度から新たな経営所得安定対策が導入されることになっており、農政が大きく転換することになります。価格政策から所得政策へということで「品目横断経営安定対策」「米政策改革推進対策」等について、これまで各地域において説明会等が開催されています。

更にこの経営所得安定対策の中に、もう一つ「農地・水・環境保全向上」の対策が組み込まれています。これは組合員及びこれまで土地改良区の業務内容に深く関わりがあり、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図ることが必要となります。

このような中、農地、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた現状にあります。

このため農業用排水路、農道その他多くの土地改良施設を農業者のみならず集落地域に新たに組織を作り、非農家を含めた地域ぐるみでの活動を展開することにより、国、県、市町村からの支援が受けられます。

これら対策について今後説明会等が開催されますので、出席下さるようお願いします。

地域（活動組織）向け

農地・水・環境の保全向上のために

—農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の進め方—



（ご注意ください）

- このパンフレットは平成17年12月21日時点版で、今後、内容に変更が生じる場合があります。
- 最新版の情報については、裏面記載の問合せ先にご確認下さい。
- また、ホームページにも最新の情報を掲載します。（http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html）

角間川地区の平成八年度から平成十五年度まで実施されました「担い手育成基盤整備事業」総事業費五十五億八千六百万円の巨費を投じ、面工事の完了、更には事業関連流動化促進事業の農地集積などを柱とする大事業を終了しておりました。

これによる換地処分に伴う権利登記が終わり、去る五月三十一日に「登記権利証」交付及び説明会が行われ、関係者三六六人のうち当日二九〇人の組合員に新権利証が発行されました。

角間川地区換地処分登記完了する



水路が咲かせる《暮らしの花》

大切な農業水利施設の保全

全国水士里ネット

滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を
買いますと法律の規定により、**買った人が滞納金を
全部支払いをするよう義務付けられております。**

必ず売買するときは、土地改良区に滞納があるかどうか確かめてから売買契約をするように注意して下さい。



なお、未だ権利証を受け取っていない組合員の方は、土地改良区で保管しておりますので、印鑑を持参のうえ、事務所までお越し下さい。長い間組合員の方々にはご迷惑をおかけしお詫び申し上げます。これまで本事業に対し、深いご理解ご協力を賜りまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

今後とも土地改良区運営に引き続きご協力下さるようお願いいたします。

各地域の土地改良施設

維持管理事業(今年度の工事予定および補修)

土地改良施設の重要性を鑑み、平成18年度において各地域の土地改良施設の維持管理にかかる事業並びに補修工事が計画及び予定されております。また春の雪解けを待って、すでに実施されたものもあります。

◎内小友地区(北太田地域用水路改良工事)



施行後

内小友地区では、年次計画的に用水路の改良工事を実施しています。これは旧来から土水路のため、用水効率が悪いのと合わせ溝畔の決壊等も見られることから、水路をコンクリート装工することにより、通水機能の回復を図ることを目的として施工したものです。

本工事はすでに春施工として、完了しております。

◎角間川地区大区画ほ場整備促進支援事業

この内容は大区画ほ場整備事業を実施した地区において、営農上支障となる湧水処理、不陸均平等の小規模な条件整備を支援するため、対象事業完了後3年以内の「担い手育成基盤整備関連流動化促進事業」に定める基準に該当する地区を対象として県が行う事業であるが、安定的な農業を営み、または営むと見込まれる担い手への農用地の集積を図ることを目的としております。当角間川地区では、用排水路の地盤沈下による流水に支障を生じていることから、本事業により水路及び一部ほ場の補修、修繕を計画しております。

なお事業費は1,700万円が見込まれます。



沈下等状況

こんな場合は必ず 手続をしてください

一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑新たに取得する人の印鑑も必要になりますのでそのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いいたします。

一、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますので、必要書類として土地改良区の同意書と約定書が必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

二、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

おしらせ

農地転用する場合は、土地改良区への決済金を一括で納入することになります。

農地法第四条による転用、第五条による転用によって決済額が異なります。

平成十八年度の決済額は次のとおりです。

「10アール当たり」

*農地法第四条申請

經常決済金

一一〇、〇〇〇円

*農地法第五条申請

經常決済金

一七五、〇〇〇円

※その他各地域別による事業費償還金も一括決済となります。

農地改良の場合

農地を改良（盛土改良等）するときには、農業委員会の許可が必要が必要です。

この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認も必要ですので、事前に大仙市及び土地改良区にもお知らせ下さい。

かんがい期（5月～8月）は満水状態で送水しています。給水栓等の無理な締めすぎ、又水難事故などない様に注意しましょう。

また水路に刈草・ゴミなど落とさない流さないように、お互い気を付けましょう。

